

新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）発生時の対応について

1 基本的な対応の考え方

| 児童が対象者のケース  | 同居家族が対象者のケース  |
|---|---|
| <p><b>1 児童に発熱等のかぜの症状が見られる場合</b></p> <p>①とりあえずその日は出席停止とします。</p> <p>②必ずかかりつけ医に相談してください。</p> <p>→新型コロナウイルス感染症の疑いなしと診断されれば、翌日から出席停止ではなくなります。</p> <p>→検査が必要と判断された場合は、医師の指示に従ってください。</p> <p>※必ず学校へ連絡してください。</p> <p>※出席停止は継続します。</p>   | <p><b>1 家族に発熱等のかぜの症状が見られる場合</b></p> <p>・特に報告等は求めません。</p> <p>（<u>児童は通常通り登校</u>してください。）</p> <p><b>注</b> ただし、本市における新型コロナウイルスの感染状況により、教育委員会の方針に基づいて報告をお願いすることも考えられますので、今後の学校からの連絡に注意してください。</p> |
| <p><b>2 児童が濃厚接触者と認定された場合</b></p> <p>①健康福祉事務所から濃厚接触者であると認定された場合は出席停止とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず学校へ連絡してください。</li> <li>・PCR検査等の対応については、健康福祉事務所の指示に従ってください。</li> </ul> <p>（2週間行動が制限されるため、その間は出席停止となります。）</p> <p>②この段階では、学校全体を臨時休業にしたり、当該学級・学年を学級閉鎖・学年閉鎖にしたりすることはありません。</p> | <p><b>2 家族が濃厚接触者と認定された場合</b></p> <p>①<u>原則として登校を控えていただく必要はありません。</u></p> <p>②ただし、登校させるのが心配な場合は、学校までご相談ください。</p>   |
| <p><b>3 児童の感染が判明した場合</b></p> <p>①快癒するまで出席停止とします。</p> <p>②感染者が所属する学級は、原則として2日間を学級閉鎖にします。</p> <p>ただし、閉鎖期間については、「検査結果が判明する期日」「疫学調査の進捗状況」等を健康福祉事務所に確認して宍粟市教育委員会が決定するため、2日以上になる場合もあります。</p>  | <p><b>3 家族の感染が判明した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童が濃厚接触者であるかどうかについては、健康福祉事務所から通知がありません。</li> </ul> <p>→左表「2 児童が濃厚接触者と認定された場合」を参照</p>                                 |

2 情報のながれ

濃厚接触者であるかどうかについては、健康福祉事務所から直接本人（または保護者）に通知があります。学校や市役所、市教育委員会へは情報は入ってきませんので、健康福祉事務所から通知があった場合は、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。